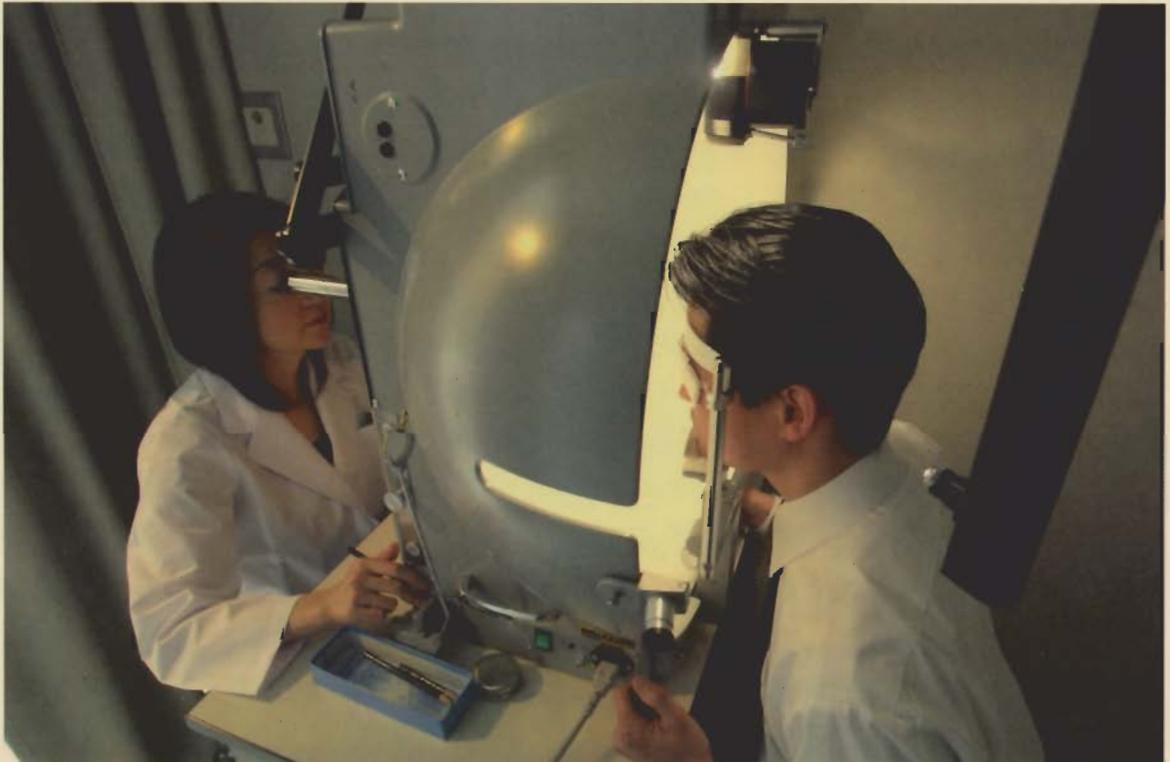


2007 No.1(29)

乗員の健康管理 サーキュラー

～ 航空身体検査基準および
マニュアルの改正について ～



財団法人 航空医学研究センター

はじめに

わが国の航空身体検査基準は、昭和63年から、おおむね5年に1度見直しをされてきています。前回(平成13年)の改正から約5年が経過したため、平成19年4月に改正されました。今回は、航空の安全を守ることはもちろん、現在の医学的知見を取り入れること、国際基準とあわせることなどを主軸として見直されました。

1. 検査の変更点

新しい基準では、血液検査が検査項目から除外されました。身体検査証明の種別を問わず、初めて身体検査を受検する際には胸部レントゲン、脳波、色覚検査のほかに細隙灯顕微鏡という器械による眼の検査が必要です。胸部レントゲンは初回のみとなりましたが、心電図、眼圧の検査はこれまでと変わりありません。基本の航空身体検査はよりシンプルになり、診察や検査上不適合状態が疑われる場合や指定医が必要と判断した場合に追加の検査が行われます。すなわち、より申請者の負担を少なくし、必要な場合には個々の状態に合った追加検査、診察を行って判断しようという意図です。

2. 基準の変更点

今回の改正でいくつかの基準が緩和されました。

まず、高脂血症や痛風、甲状腺機能低下症(ホルモン補充療法のみ)、糖尿病(糖吸収阻害剤のみ。インスリンや経口血糖降下剤などその他の薬剤は指定医では不適合)に対して新たに内服治療する場合、国土交通大臣の判定(大臣判定)を申請せずに指定医で適合としてよいことになりました。つまり指定医または航空産業医が一定期間経過観察をして、副作用がなく治療効果が十分に得られていることが確認されれば、乗務に復帰できます。今回、これまでの航空身体検査と大臣判定から得られた実績を考慮し、適切な治療を適切な時期に受けてよりよい健康状態でフライトしていただきたいという目的のもとに改正されました。しかし、これらの疾患はいわば例外であり、薬剤を使用することがすべて許可になったわけではありません。一般的には薬剤を使わなくてはいけない状態が航空業務に影響を及ぼす可能性がありますし、使っている薬剤が心身に影響を与え、航空業務に支障をきたすおそれもあります。薬剤を使う際には今までどおり慎重に判断しなくてはなりません。指定医や航空産業医に相談するようにしてください。

次に、腎結石や胆石症、完全右脚ブロックについて、一定の条件を満たす場合は指定医で適合とできることになりました。これらもこれまでの身体検査や大臣判定の実績を考慮しての変更です。

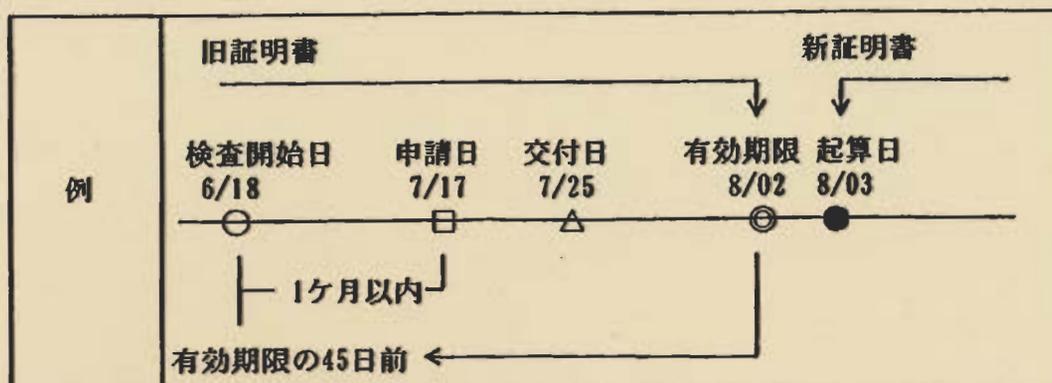
さらに、視力や聴力の基準などは、国際民間航空機関(ICAO)が定めた国際基準にあわせるように改正されました。これまで第1種の基準は、裸眼又は基準を満たす眼鏡(コンタクトレンズも可)によって各眼1.0以上の視力があることとされていましたが、今回の改正で各眼0.7以上かつ両眼1.0以上の視力があることと変更されました。裸眼視力の測定は必要なくなりましたので、コンタクトレンズを使用している場合でも検査前日から外しておかなくてよくなりました。同様に聴力は、これまで、第2種であればオーディオメーターという聴力測定器を用いない方法で検査してもよいとされていましたが、国際基準にあわせて、計器飛行証明を持つ場合にはオーディオメーターを用いた検査をすることとなりました。これに伴って申請書に計器飛行証明の有無を記入する欄ができましたので、第2種を受検される際には注意が必要です。

その他、新たに追加された疾患として、睡眠時無呼吸症候群があります。また国際基準に準じ、後天性免疫不全症候群とHIV感染症も追加されました。

3. 制度について

制度にも、新規に法令に加えられたものがあります。指定医で不適合となり、国土交通大臣の判定を申請した結果、大臣から「状態が落ち着いているので、このまま変わりなければ指定医で適合としてよい」という指示が出される場合があります。これまでと変わらないことを確認するために、その都度指定された追加検査をしなければならない「特別判定指示」と、航空身体検査の項目以外の検査をしなくてよい「ケースクローズ指示」の2種類があります。これらの指示が出された場合、申請者本人に国土交通省から送付される申請書に指示内容の詳細と「事案番号」が記載されます。この事案番号は指示に固有の番号であり、その後の身体検査で証明を発行するのに必要です。申請書の控えをなくさないように注意してください。

また、有効期間の起算方法が変わりました。国際基準に準じて、4月からは現在持っている身体検査証明の有効期限日の45日前までに更新のための検査をした場合、新しい証明の有効期間の起算日は現在持っている証明の有効期限日の翌日となります。



4. 申請書の改正について

今回、基準が大幅に改正されたのにあわせ、申請書も改正されました。申請書は複写式ではなくなり、サイズもA3と大きくなりました。申請書の左側はすべて本人の記入欄です。該当欄へは「×」ではなく「○」を記入することになり、既往歴および現在の症状についての項には5年以内かどうかを記載する欄はなくなりました。これまでに該当するような病気や症状があった場合には、その項目の「有」に○を記入してください。今回の改正により、指定医で適合としてよい範囲が大幅に広げられた一方、航空身体検査に最低限必要な検査は減ったため、申請者からの情報はより重要になりました。指定医は、適切な判断を下すために、以前もしくは現在の病気や症状からその申請者に必要と思われる検査を追加して行わなくてはなりません。申請書の既往歴や症状の記載に際して、どこに該当するかわからない場合には「その他治療を要した疾患」という項目の「有」に○を入れて、詳細を別途記載してください。既往歴や症状のいずれかの項目の「有」に○を記入しても、その状態が基準に抵触していなければ不適合とはなりません。申請書記入については、記入要領が乗員課から出されており、「航空身体検査の手引き」にも含まれていますので、ぜひ参考となさってください。

5. 最後に

以上、基準およびマニュアルの改正点について概説しました。新しい基準や制度を適切に運用するためには、申請者であるパイロットや医師が、それらを正しく理解することが不可欠です。今回、申請書の書式や制度を含め、かなり大幅な改正がなされました。本稿では各改正点についての詳細を述べることは避け、あくまでも改正のアウトラインを解説しました。詳細については当センターのホームページ(<http://www.aeromedical.or.jp>)をご参照ください。また、不明な点やご質問などがありましたらホームページの専用フォームからお問い合わせください。